

介保第 397 号
令和3年3月23日

高齢者福祉施設の管理者様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

新型コロナウイルスの対応にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号）」、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号）」及び「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20年5月30日老発0530第2号）」の一部が別添のとおり改正され、本年4月1日より施行されることになりましたので、お知らせします。

施設整備係 TEL:0742-27-8534 介護事業係 TEL:0742-27-8532
--